

<p>第 1～第 6（略）</p> <p><u>第 7 成果の取扱い</u></p> <p><u>地方公共団体、地域協議会及び活動組織は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。</u></p> <p><u>また、地方公共団体、地域協議会及び活動組織は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。</u></p> <p>（別紙 4）</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金（推進交付金）に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 2（略）</p> <p>第 3 推進交付金の対象経費</p> <p>推進交付金の交付対象となる経費は、次の（1）から（8）までとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、<u>別表</u>のとおりとする。なお、都道府県推進事業及び市町村推進事業の推進交付金は、国の交付決定通知を受けて事業に着手するものとする。</p> <p>ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、都道府県はあらかじめその理由を明記した交付決定前着</p>	<p>第 1～第 6（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（別紙 4）</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金（推進交付金）に係る事業の実施方法</p> <p>第 1～第 2（略）</p> <p>第 3 推進交付金の対象経費</p> <p>推進交付金の交付対象となる経費は、次の（1）から（8）までとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、<u>別紙 3 の別表</u>のとおりとする。なお、都道府県推進事業及び市町村推進事業の推進交付金は、国の交付決定通知を受けて事業に着手するものとする。</p> <p>ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に事業に着手場合</p>
--	---

届を様式第9号により、林野庁長官等に提出するものとする。

- (1) 人件費
- (2) ～ (6) (略)
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) (略)

(別表)

<u>補助対象経費</u>	<u>範囲及び算定方法</u>
<u>1 人件費</u>	<u>会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等(退職手当を除く。)及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。</u>
<u>2 謝金</u>	<u>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、職員の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</u> <u>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</u>
<u>3 旅費</u>	<u>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指</u>

着手届を様式第9号により、林野庁長官等に提出するものとする。

- (1) 賃金
- (2) ～ (6) (略)
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) (略)

(新設)

	<u>導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</u>
<u>4 需用費</u>	<u>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。</u>
<u>(1) 消耗品費</u>	<u>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</u>
<u>(2) 印刷製本費</u>	<u>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</u>
<u>5 通信運搬費</u>	<u>事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。</u>
<u>6 委託料</u>	<u>当該事業の補助の目的である事業の一部を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。</u>
<u>7 使用料及び賃借料</u>	<u>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。</u>

8 備品費

事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。

(様式第 20 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会会長
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表
氏 名 印

令和〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

令和〇年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知)別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

1～4 (略)

5 令和〇年度 実施状況整理票 (別紙 1)

(様式第 20 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会会長
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表
氏 名 印

令和〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

令和〇年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知)別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

1～4 (略)

5 令和〇年度 実施状況整理票 (別紙)

6 令和〇年度 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート（別紙2）

（新設）

（略）

（略）

（別紙1）

（別紙）

実施状況整理票（略）

実施状況整理票（略）

（別紙2）

（新設）

森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート

1. 活動組織の概要

①活動組織名				取得年数		年
②主な対象森林の所在地	都道府県		市区町村			
③交付金取得年度	<input type="checkbox"/> H25 <input type="checkbox"/> H26 <input type="checkbox"/> H27 <input type="checkbox"/> H28 <input type="checkbox"/> H29 <input type="checkbox"/> H30 <input type="checkbox"/> R1 <input type="checkbox"/> R2					
④活動タイプ等（令和2年度）	<input type="checkbox"/> 活動推進費 <input type="checkbox"/> 里山林保全 <input type="checkbox"/> 竹林整備 <input type="checkbox"/> 森林資源利用					
	<input type="checkbox"/> 森林機能強化 <input type="checkbox"/> 資機材購入 <input type="checkbox"/> 交付金取得なし					
⑤地域住民の比率	<input checked="" type="radio"/> 90%以上 <input type="radio"/> 75～90% <input type="radio"/> 50～75% <input type="radio"/> 25～50% <input type="radio"/> 25%未満					
⑥活動目標						

※③～⑤欄は、該当する口又は○にチェックを付けてください。

※「地域住民」とは、活動対象地と大字単位で同じか隣接する場所に居住する方を指します。

2. 活動の変化・成果の確認（※本交付金の取得前と比較の上でご回答ください。）

※以下の項目について、実現ができていると思う場合には、右側の口にチェックを入れてください。

項目	効果	チェック欄		
		1年	2年	3年
活動の広がり（横展開）	活動組織の構成員数が増加した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	幅広い年齢層が協力して活動を行った	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	他団体（活動団体、企業、自治体等）との協力関係がうまれた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	外部（異なる集落や都市）の住民も森林整備活動に参加した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

活動の持続性 (自立性)	構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	若い世代(40歳未満)が参加しており、長期的な活動が可能である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域貢献 (景観)	対象森林が明るくなり、見通しが良くなった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	活動組織の構成員以外から景観が良くなったと言われるようになった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対象森林や周辺で不法投棄されるゴミの量が減った/ゴミのない状態を維持している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、観光資源としても利用できるようになった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域貢献 (文化・教育)	在来種や歴史性を考慮した地域ならではの景観を守っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、地域の憩いの場として活用されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、地域の子供たちの自然体験活動や学習・教育の場となっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域貢献 (その他)	伝統文化の維持や郷土食づくりに貢献する活動を行った	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	鳥獣被害が軽減された(野生鳥獣の出没・侵入が減った)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域の農業と連携した活動を行った	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※災害等が発生し、計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を次ページにご記入ください。

■ 特筆事項(災害等の状況)

自然災害等により、活動を計画どおりに行うことが困難な状況が生じた場合は、期待どおりの効果が得られないことも想定されます。

災害等が発生し計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を簡単にご記入ください。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。